

小規模保育事業(A型) (保育認定)

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分⑤				処遇改善等加算 I				管理者設置加算						
				保育標準時間認定		保育短時間認定		保育標準時間認定		保育短時間認定		処遇改善等加算 I ⑧						
				基本分単価 (注) ⑥		基本分単価 (注) ⑥		(注) ⑦		(注) ⑦								
10/100 地域	6人から 12人まで	3号	1、2歳児	161,430	(233,040)	156,800	(228,410)	+	1,510	(2,220)	×加算率	1,460	(2,170)	×加算率	+	35,520	+	350×加算率
			乳児	233,040		228,410		+	2,220 ×加算率		2,170 ×加算率							
	13人から 19人まで	3号	1、2歳児	132,170	(203,780)	129,250	(200,860)	+	1,220	(1,930)	×加算率	1,190	(1,900)	×加算率	+	22,430	+	220×加算率
			乳児	203,780		200,860		+	1,930 ×加算率		1,900 ×加算率							

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	障害児保育加算 ※特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算				休日保育加算	
				(注)	⑩	処遇改善等加算 I (注)	⑪ 処遇改善等加算 I		
10/100 地域	6人から 12人まで	3号	1、2歳児 +	143,230	(71,610)	+ 1,430	(710)	×加算率	+ 各月初日の 利用子ども数
			乳児 +	71,610		+ 710		×加算率	
	13人から 19人まで	3号	1、2歳児 +	143,230	(71,610)	+ 1,430	(710)	×加算率	
			乳児 +	71,610		+ 710		×加算率	
				休日保育の年間延べ利用子ども数 ~ 210人 244,700 2,440×加算率 211人~ 279人 262,200 2,620×加算率 280人~ 349人 297,200 2,970×加算率 350人~ 419人 332,200 3,320×加算率 420人~ 489人 367,200 3,670×加算率 490人~ 559人 402,200 4,020×加算率 560人~ 629人 437,200 4,370×加算率 630人~ 699人 472,200 4,720×加算率 700人~ 769人 507,200 5,070×加算率 770人~ 839人 542,200 5,420×加算率 840人~ 909人 577,200 5,770×加算率 910人~ 979人 612,200 6,120×加算率 980人~1,049人 647,200 6,470×加算率 1,050人~ 682,200 6,820×加算率					

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	夜間保育加算		減価償却費加算		賃借料加算		連携施設を設定しない場合 ⑮	食事の搬入について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合 ⑯	常態的に土曜日に閉所する場合 ⑰	定員を恒常的に超過する場合 ⑱				
				処遇改善等加算Ⅰ ⑫	加算額 ⑬		加算額 ⑭										
					標準	都市部	標準	都市部									
10/100 地域	6人から12人まで	3号	1、2歳児 乳児	+	38,160	+	330 × 加算率	+	A地域 2,700 2,900 B地域 2,500 2,800 C地域 2,400 2,600 D地域 2,300 2,500	-	2,050	-	$(⑥+⑦+⑫) \times 11/100$	-	$(⑥+⑦+⑩+⑫) \times 8/100$	-	$(⑥\sim⑰) \times 82/100$
	13人から19人まで	3号	1、2歳児 乳児	+	25,940	+	200 × 加算率	+	A地域 1,700 1,800 B地域 1,600 1,700 C地域 1,500 1,600 D地域 1,400 1,600	-	1,290	-	$(⑥+⑦+⑫) \times 10/100$	-	$(⑥+⑦+⑩+⑫) \times 8/100$	-	(龍島その他の地域) 各月初日の利用子ども数 20人～30人 $(⑥\sim⑰) \times 80/100$ 31人～40人 $(⑥\sim⑰) \times 75/100$ 41人～ $(⑥\sim⑰) \times 70/100$

加算部分 2

処遇改善等加算Ⅱ	⑱	以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額 ・ 処遇改善等加算Ⅱ－① $48,770 \times \text{人数A}$ ・ 処遇改善等加算Ⅱ－② $6,100 \times \text{人数B}$		※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 人数A及び人数Bについては、別に定める		
冷暖房費加算	⑳	1 級 地	1,650	4 級 地	1,150	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から 4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和 24 年法律第 200 号）第 1 条第 1 号及び第 2 号に掲げる地域 そ の 他 地 域：1 級地から 4 級地以外の地域
		2 級 地	1,480	そ の 他 地 域	110	
		3 級 地	1,460			
除雪費加算	㉑	5,890		※3月初日の利用子どもの単価に加算		
降灰除去費加算	㉒	$145,470 \div 3$ 月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		
施設機能強化推進費加算	㉓	$150,000$ （限度額） $\div 3$ 月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		
栄養管理加算	㉔	$120,000 \div 3$ 月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		
第三者評価受審加算	㉕	$150,000 \div 3$ 月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		

（注）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整